

防災マニュアル

小規模多機能ももの木かしわざき・グループホーム和奏

はじめに

地震、火災、風水害、その他の災害に対処するため、ここに防災マニュアルを定めます。

当マニュアルは、ももの木かしわざき グループホーム和奏の施設利用者や職員、設備、業務の推進等に大きな被害をもたらすあらゆる災害に対し、備えるためのものです。

第1に、職員も含め、人命の保護を最優先します。

第2に、施設を保護し、業務の早期復旧を図ります。

第3に、余力がある場合には近隣住民や施設への協力に当たります。

以上を基本方針とします。

①防災の目的

火災、地震、台風、豪雨などの災害は、いつ・どこで・どのように発生するかわかりません。特に社会福祉施設には、高齢者や障害を持つ方など災害弱者と呼ばれる多くの方々のご利用されていることから、災害への備えや災害発生の未然防止のためには、職員・利用者等が、日頃から災害意識を持つことが必要です。

「災害は忘れた頃にやってくる」という警句がありますが施設の職員一人ひとり、また利用者等の一人ひとりが防災意識を高め、災害によって人身事故が発生することのないように最大限の配慮を行うことが大切です。

また、安全な施設づくりには、職員一人ひとりが「自分たちの施設は自分たちで守る」という気持ちで真剣に防災対策に取り組むことも必要です。

当マニュアルによって、迅速・的確な対応をすることが、災害による被害を軽減する

こととなるので、全職員は、この内容をよく理解しておかなければなりません。

②想定される災害

想定される災害について、事業所は具体的に考え、その対策を考えることが重要です。

「ももの木かしわざき グループホーム和奏」が想定すべき被災としては、以下のようなことが想定されます。

■想定すべき主な災害

(1) 地震

大きな地震に見舞われた時は、施設が孤立する恐れがあります。導入路が土砂崩れ等で遮断され、人、モノの出入りができなくなることが想定されます。さらに、電気や水道、ガス等が使えなくなることや、被災により施設の建物が使えなくなることもあり得ます。

そのような厳しい被災を前提に、対応を検討すべきです。

(2) 火災（火事）

想定される火災は、施設内からの発生、および森林火災の延焼です。施設内での火事に対しては、いかに防ぐかという取り組みと、万一発生した時の消火および避難の訓練が必要です。火災で施設が全面的に（または一部が）使えなくなった場合の対応も描いておく必要があります。

(3) 台風・大雨（風水害）

台風や集中豪雨で土砂崩れが発生し、交通が遮断されたり、敷地の一部が崩壊する等の被災が想定されます。まれに、それに伴う停電等に見舞われることもありえます。孤立した際の対応も描いておくことが重要です。

それぞれの災害に対して優先すべき対策は次の通りです。

地 震

安全確保、避難誘導、避難場所の確保、
寝具・食料・水・暖房等の確保

火 災

現場確認、通報、避難誘導、初期消火

台風・大雨

土砂崩れ等の危険性の事前検討、
安全な避難路の確保、食料等の確保

③緊急連絡網

(1) 緊急連絡網（利用者、職員の安否確認・緊急動員）

緊急連絡網を、普段から用意しておく。大きな災害に見舞われた時に速やかに、連絡や安否確認ができるようにしておく。

(2) 注意事項

- ①災害が発生した時、速やかに指定された次の職員へ連絡。
- ②連絡は簡潔に。長電話はさける。（定型文で迅速化を図る）
- ③連絡網指定の職員と連絡がとれないときは、その職員をとばして次の職員へ連絡。
- ④電話で連絡がとれない職員については直接訪問。施設長か、管理者が指定した者（連絡のとれない職員宅の最寄りに住む職員等）が訪問する。
- ⑤被災して怪我をしたり、被害をうけた職員に対し、必要なサポートを行う。

(3) 収集方法等

情報収集の項目	情報収集の方法・担当者
職員の安否確認	・緊急連絡網により電話確認
被害状況の把握と記録-1 (建物)	・施設長が収集 ・建物の被害調査を、建築業者に依頼
被害状況の把握と記録-2 (設備、物品等)	・管理者が収集 ・業者に被害調査を依頼
ライフラインの被害状況 (水道、電気、ガス、電話 他)	・施設長・管理者が収集 ・各業者に被害調査を依頼

(4) 注意事項

- ①職員の安否確認を行う。（建物内の職員、施設外出務中の職員）
- ②けが人の有無（傷病程度も）を把握し、必要な応急措置を行う。

(5) 関係業者一覧

各業者分野	業者名	電話番号
警備関係	新潟総合警備保障(株)	0257-24-2531
消防設備関係	(株)米峰	0257-24-6140
寝具類	(株)新潟県厚生事業協同公社	0255-43-4321
空調関係	北越空調	0257-24-4383
建築関係	東北工業	0257-23-2191
電気工事	株式会社 良電社	
AED管理	新潟総合警備保障(株)	0257-24-2531
パソコン保守管理	リコージャパン(株)	0255-25-1011

(6) 関係防災情報一覧表

情報	機関	入手先名(機関名)	電話番号
行政情報	消防	柏崎消防署	0257-24-1500 (119)
	警察	柏崎警察署	0257-21-0110 (110)
	市	柏崎市役所	0257-23-5111
	県	新潟県防災局	0252-82-1604

④ 応急救護・初期消火・避難等

(1) 初期活動一覧表

応急救護	職員による 応急措置	(1) とりあえず職員による応急手当を実施する。
	医療機関へ の搬送	(1) 119番通報により、救急車を要請する。 ※同時多発災害の場合は、施設車で最寄りの病院へ搬送する。 (協力病院：五十川医院 柏崎総合医療センター)
初期消火	火の始末	(1) 地震の揺れが止まってから、火気使用場所を点検する。 〔点検場所〕 ・キッチン、ホール、浴室、居室 ・その他 [、 、]
	初期消火	(1) 火災を発見した場合は、大声で周囲の人に知らせる。 (2) 119番通報を行う。 (3) 火災が大きくならないうちに、初期消火に努める。 (消火器、消火栓、水バケツ等) (4) 大地震の場合には、消防車の到着が遅れることを考慮する。
避難等	避難誘導	(1) 避難の必要が生じた場合は、避難誘導に従い落ち着いて行動する。 (2) 外来者は不慣れであるので避難誘導にあたっては特に気をつける。
	避難場所	(1) 火災時 _____ 原則として屋外に出るものとする。 (2) 水害時 _____ 原則としてつばめ荘2階とする。 (3) 地震時 _____ まず、自分の身の安全を図る。
	非常持ち出し	・あらかじめ非常用ナップザックを準備し、必要なものを収納しておく。 応急手当セット、ラジオ、懐中電灯、利用者名簿、職員名簿等

<p>大地震発生時の 落ち合い場所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃からあらかじめ、施設建物も使用できなくなるような壊滅的な大被害の大災害時に備え、落ち合い場所（施設近くの公園など）を指定しておく。（職員全員に周知徹底しておく） ・落ち合い場所を変更する場合や、落ち合い場所に集まることができない場合は、「災害用伝言ダイヤル171」を利用する。
---------------------------	--

◎ 「震災」：応急対策のポイント

（１）安全確保（利用者及び職員）

強い揺れが起きたときは、机の下などで頭部を中心として身体を守ります。

職員は、自らの安全を確保すると同時に、利用者に対する声かけなどにより安全を図ります。揺れが収まってきたら、利用者及び職員の安否を確認します。

重傷者がいる場合は、医師による治療が行われるまで可能な限りの応急手当を施します。また、不幸にも死者が出た場合は、利用者から隔離して安置します。

（２）利用者の避難経路の確保

施設の被害状況（建物の損傷、備品の転倒、ガラスの散乱など）を確認し、入所者の避難経路を確保します。

建物の倒壊の恐れがある場合は、すみやかに避難します。入所者の障害の特性に応じて、避難時に介助が必要な方や、パニック等による２次災害が想定される方の対応も、あらかじめ定めておきます。

火災が施設内外で発生した場合は、利用者及び職員の避難を優先するとともに、初期消火を実施して延焼防止に努めます。

（３）職員の人員の確保

あらかじめ定めておいた非常連絡網等により、必要な職員を参集します。

職員が参集したら、施設長（不在の場合は次順位の職員）を指揮者とし、災害対策に対応する準備をし、行動します。

（４）停電時の対応

停電が生命に関わる方（人工呼吸器や、痰の吸引器を使用する方など）が利用している施設では、非常用「自家発電」装置が正常に作動していることを確認します。

（５）関係機関との連絡調整

被害（利用者、職員、施設・設備等）があった場合は、すみやかに所管の福祉事務所に報告します。また、医療機関、消防、市町村など、必要に応じて関係機関との連絡調整を密にします。特に大きな災害では、応援人員の派遣要請などにもつながります。

（６）保護者への連絡

利用者の安否を、必要に応じて、家族に伝えます。家族に連絡の上、帰宅させます。あらか

じめ、家族と帰宅方法を調整しておくといいです。

(7) 施設の再点検・補修等

施設の早期復旧のため、建物内外を点検し、被災箇所、その状況を記録します。あとで補助金の申請にも必要となるため、被災状況の写真や見積書も用意します。

◎ 「風水害」：応急対策のポイント

(1) 安全確保（利用者及び職員）

台風の接近などによって被害が想定できる場合は、気象情報などに注意し、必要に応じて緊急避難場所に避難します。

集中豪雨や竜巻など、あらかじめ避難することが困難な場合は、職員自らの安全を確保すると同時に、利用者に対する声かけなどにより安全を図ります。風雨が収まってきたら、利用者及び職員の安否を確認します。

重傷者がいる場合は、医師による治療が行われるまで、可能な限りの応急手当を施します。また、不幸にも死者が出た場合は、利用者から隔離して安置します。

(2) 利用者の避難経路の確保

施設の被害状況（建物の損傷、備品の転倒、ガラスの散乱など）を確認し、利用者の避難経路を確保します。

建物の倒壊や水没の恐れがある場合は、すみやかに避難します。利用者の障害の特性に応じて、避難時に介助が必要な方や、パニック等による2次災害が想定される方の対応も、あらかじめ定めておきます。

(3) 職員の人員の確保

台風の接近などによって被害が想定できる場合は、あらかじめ定めておいた非常連絡網等により、必要な職員を参集します。

職員が参集したら、施設長（不在の場合は次順位の職員）を指揮者とし、災害対策に対応する準備をし、行動します。

(4) 停電時の対応

停電が生命に関わる方（人工呼吸器、痰の吸引器などを使用する方）が利用されている施設では、非常用「自家発電」装置が正常に作動していることを確認します。

(5) 関係機関との連絡調整

被害（利用者、職員、施設・設備）があった場合は、すみやかに所管の福祉事務所に報告します。また、必要に応じて関係機関（医療機関、消防、市町村など）との連絡調整を密にします。特に大きな災害では、応援人員の派遣要請などにもつながります。

(6) 保護者への連絡

利用者の安否を、必要に応じて、保護者に伝えます。

通所施設で風水害が発生した場合は、保護者に連絡の上、帰宅させます。あらかじめ、保護

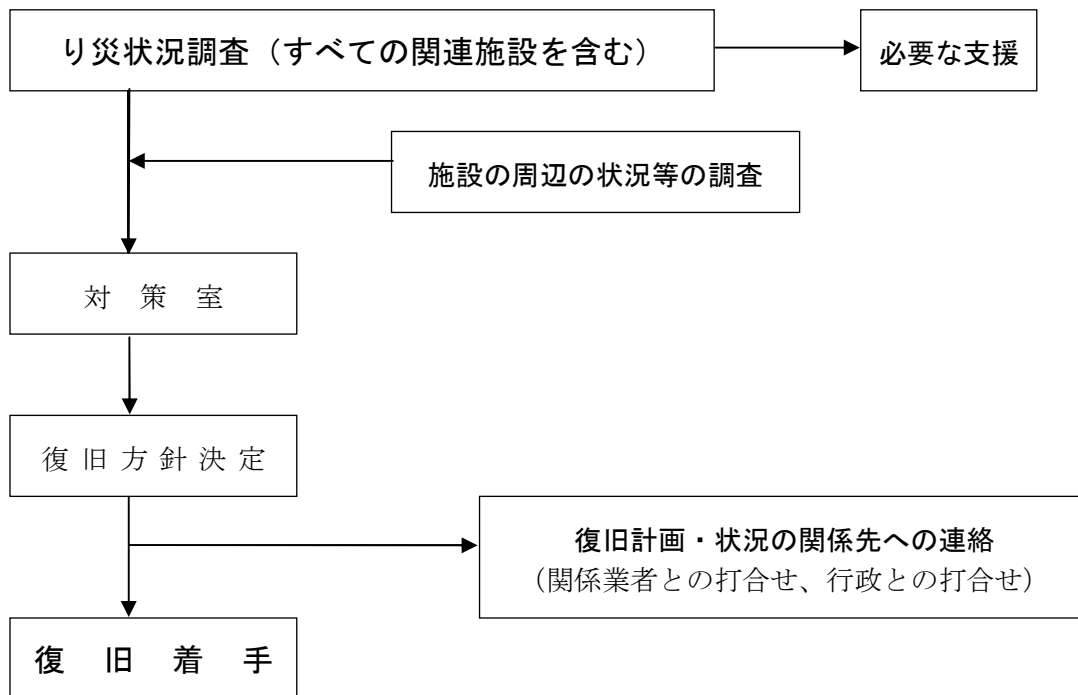
者と帰宅方法を調整しておくといいです。

(7) 施設の再点検・補修等

施設の早期復旧のため、建物内外を点検し、被災箇所、その状況を記録します。あとで補助金の申請にも必要となるため、被災状況の写真や見積書も用意します。

⑤復旧対策

(1) 復旧の流れ



(2) 留意事項

- ①事務所が使用不能時には、仮事務所を確保。
- ②り災建物の警備体制を確保する。
- ③被災事業所が所在する地域社会の救援活動（および復旧計画）に、進んで協力する。
- ④避難場所の提供に協力する。

⑥防災マニュアルの活用

利用者や職員の「命」を守るとともに、サービスの早期再開を図るため、消防法に基づく「消防計画」とどまらず、地震や風水害などの大規模災害の発生を想定して策定したものが「防災マニュアル」です。

災害発生時の混乱時にも、この施設の利用者の障害の特性や、施設の建物・立地、周辺の交

通環境などの状況に応じ、迅速・円滑かつ的確に必要な対応をとるためのマニュアルです。

したがって、防災訓練等の機会に、定期的に見直しを行い、マニュアルの内容がより具体的かつ実践的になるように調整し、その情報を共有していくことが大切です。

職員に対しては、災害発生時の参集、初期対応などを定めています。また、職場研修や防災訓練などを通じて、あらかじめ周知徹底することを図っています。利用者に対しては、災害発生時の避難経路や緊急避難先等をあらかじめ周知するようにします。

さらに、大地震など広域的な大規模災害の備えとして、被災者の受け入れや職員の派遣等についても想定しておきます。

⑦施設内の安全化

災害発生時に自らの安全を確保できない利用者のため、いざという時に備えて安全な施設環境を整備します。

(1) 耐震化対策（事務所の建物、その他の諸設備）

震災時の安全を図るため、必要に応じて専門家による耐震診断、耐震改修を行います。

- ①建物全般の定期点検と補強、及び補修工事の必要項目を洗い出し、計画的に実施します。
- ②屋外での看板、ブロック、ガラス等の落下・転倒防止対策を実施します。
- ③施設内での什器（ロッカー等）の転倒防止対策を実施します。
- ④火気（ストーブ、湯沸かし器等）使用設備、危険物施設、消防用設備等の安全確認と点検を実施します。
- ⑤情報機器類（コンピューター、FAX等）の安全設置対策（地震の揺れによる移動の防止）を実施します。

(2) 施設の立地環境をふまえた、風水害への予測と対応

風水害や土砂崩れなどの災害は、ある程度は施設が立地している地盤や地形などの環境から、予測できます。

台風や集中豪雨などによる水害の予測については、村が作成する「洪水ハザードマップ」を確認します。

土砂災害警戒区域に指定されている施設は、村が作成する「土砂災害ハザードマップ」を確認します。

(3) 非常用「自家発電」装置等の設置

停電時の人命に関わる事故を未然に防ぐため、喀痰吸引を必要とする方、体温調整のための空調設備が必要な方、又は停電によるパニック・自傷を防止する必要がある方が入所する障害者施設では、非常用自家発電装置等の設置により、備えを万全にします。

(4) 避難経路の確保

災害時における避難経路（居室から屋外の集合場所等に至る）を定めたものを作成し、誰もが確認できる場所（廊下など）にふだんから掲出しておきます。

(5) 屋内、屋外の安全対策

①窓ガラス等の危険防止対策

- ・ガラス（窓、食器棚、書棚等）には、必要に応じて、飛散防止フィルム等で補強します。
- ・靴や厚手のスリッパを、身近な所に常備します。（飛び散ったガラスの上を歩く時、足を守ります。）

②備品等の転倒防止対策

- ・備品類（机、ロッカー、タンス、書棚、大型電化製品など）は、金具等によって、床や壁にしっかりと固定します。
- ・収納スペースの扉は、振動により開いて収納物が落下しないように、扉の開放防止対策を施します。
- ・重いものやガラス・陶器などは、高い場所に置かず、安全な収納場所を定めておきます。

③天井からの落下物対策

- ・照明器具や壁掛け時計などは、取付状態を点検し、落下防止策を必要に応じて施します。

④安全スペースの確保

- ・玄関ホール、2階ホールなどに、「安全スペース」を確保するよう心掛けます。

⑥屋外対策（門、塀、工作物等の倒壊防止）

- ・門、塀の亀裂等の点検を行い、倒壊防止など必要な補修を行います。
- ・施設の構内に、震災などで倒壊の恐れのある工作物（物置、老木等）がある場合は、点検を行い、必要に応じて固定、補強します。不用物であれば、除去します。
- ・避難経路に設置物（自動販売機など）がある場合には、必要な転倒防止策を施します。
- ・屋外設備については、かさ上げ工事や防水対策を必要に応じて実施します。
- ・排水溝の点検、清掃を行います。
- ・台風など激しい風雨が予想される場合は、鉢植え、物干しなどの飛散防止を施します。

⑧防災教育及び訓練の実施

- ①避難誘導に当たっては、利用者の障害の特性に応じた適切な対応を、あらかじめ定めて訓練します。

【対応例】

- ・自力歩行が困難な方の避難介助
- ・口頭の呼びかけだけでは避難の必要性が伝わらない方への避難誘導
- ・パニックなどによる2次災害の防止 など

- ②地域住民に対し、普段から、啓発・啓蒙活動に努め、万が一の際に相互協力ができる関係の構築を目指します。

⑨防災訓練・防災教育

(1) 防災訓練

有事の際に迅速かつ的確に行動がとれるよう、総合防災訓練を毎年1回以上実施します。
〔「防災の日」9月1日、「防災週間」8月30日から9月5日にあわせて訓練を実施するとよい。〕

(2) 避難訓練

利用者を対象にした避難訓練を、半年に1回以上実施します。利用者の生命を守ることを最優先に、速やかな避難誘導ができるよう定期的に行います。

(3) その他

消防機関などが行う事業所の応急手当普及員講習会への参加や県・市町村が行う防災講演会、講習会などに積極的に参加し、防災意識の向上を図ります。

⑩災害発生時の対応

災害発生時は、この防災マニュアルに基づいて対応します。

利用者の安全確保を最優先とし、復旧に努めます。

また、関係機関への連絡（県福祉事務所に対する事故等の報告など）を、速やかに行います。

第4章 障害に応じた対応

1 視覚に障害のある人のために

- ①家の中の物の配置を、常に一定にします。家族が配置を変更したときは、すぐに確認しておきます。特に、非常持出袋は必ず確認しておきます。
- ②災害時の避難経路の設定と、その通路の安全を確認しておきます。
- ③家の中（居間、寝室など）や、玄関付近の整理整頓を心がけます。
- ④非常持出袋に、メガネ、白杖、点字板、音声時計や触知式時計を入れておきます。
- ⑤糖尿病、緑内障のある人は、常備薬の持ち出しが常にできるようにしておきます。
- ⑥メガネ、白杖、点字板等が、地震で損害を受けたり無くならないよう、いつも身近で安全な一定の場所に置きます。
- ⑦スリッパなどを各室に用意しておきます。（ガラスなどが飛散すると床が危険になるため）
- ⑧自分が助けを求めたり、安全を確保するために必要な物（緊急時の連絡先点字メモ、メモ用録音機等）を身につけます。
- ⑨情報入手手段として、ラジオがすぐに利用できるようにしておくか、カード式携帯ラジオを常に身につけます。予備の電池を十分に備えておきます。
- ⑩家族が外出し、ひとりの場合に備え、近隣の人に万一の際の協力を依頼しておきます。

[支援する方々へ]

避難所などでは、行政からの広報や生活に関する情報は文字によるものが多いので、何が書いてあるのかを、必ず知らせるようにします。

[避難所などへの誘導]

視覚に障害のある方は、ふだんの生活ではどこに何があるか頭の中に入っていますが、災害が発生すると町の地図が変わってしまうので、自分で行動することが大変難しくなります。

誘導の方法は、白い杖の反対側に立って、腕（あるいは肩）を持ってもらい、半歩前を歩きます。手や腕は引っ張らないようにします。

2 聴覚・音声言語に障害のある人のために

- ①補聴器は、常に手元に置きます。
- ②非常持出袋に、補聴器および専用電池の予備を用意し、入れておきます。
- ③防災関係機関からの緊急通報用に、ファックスを設置します。ロール紙等の予備を用意しておきます。
- ④ファックスを設置していない方は、ファックスを持っている人やファックスのある店をあらかじめ確認しておきます。
- ⑤災害時に必要な緊急会話カード（依頼カード、連絡カード）を用意し、常に持参します。
- ⑥家族が外出し、ひとりの場合に備え、近隣の人に万一の際の協力を依頼しておきます。

- ⑦夜間の睡眠中の情報伝達をどうするか、家族や近隣の人たちと決めておきます。
- ⑧携帯電話、インターネットなど、文字情報でお互いに情報のやりとりができる機器があります。携帯電話などは、振動で着信がわかりますので、たいへん便利です。
- ⑨携帯用会話補助装置を使用している人は、バッテリーの予備を非常持出袋に入れておきます。また、笛やブザー等、自分が助けを求めたり、安全を確保するために必要な物を身につけておきます。
- ⑩筆談に必要なメモや携帯用ホワイトボード、筆記用具を備えておきます。雨天時にも使用可能で、何度も繰り返し使用できるものが望ましいです。

[支援する方々へ]

避難所等では、様々な情報が伝えられることが予想されますので、その情報を文字に書いて伝えるようにします。また、なるべく早くファックスを避難所などに備え付けるようにします。ファックスが使えない場合は、聴覚に障害のある人に内容を紙に書いてもらって、電話などで代行して伝えるようにします。

3 肢体不自由の人のために

- ①安全な居住空間を確認しておきます。常に整理整頓を心がけ、あまり物を置かないようにします。
- ②居住スペースは、できるだけ避難のしやすい1階を選びます。
- ③歩行補助具は、倒壊した家具の下敷きにならないように、常に安全な一定の位置に置き、暗闇になっても分かるようにしておきます。
- ④家族など、日頃介助している人が外出している時の災害発生に備え、近隣の人などに万一の際の協力や介助を依頼しておきます。
- ⑤非常持出袋に、紙おむつ、携帯用トイレ、ビニールシートなどを用意します。

◆車いす使用者

- ①車いすが通れる幅を、常に確保しておきます。
- ②車いすが使用不能になった時のために、それに代わる杖、おぶいひもなどを用意しておきます。
- ③車いすのタイヤの空気圧は、定期的に点検します。
- ④雨天や寒冷時に備え、車いすでも使用可能なカップ等を用意します。

◆電動車いす使用者

- ①電動車いすのバッテリーは、使用後に必ず充電し、室温で保管します。
- ②補液タイプのバッテリーは、定期的に液量をチェックします。
- ③車いすに内蔵されていない充電器は、倒壊した家具の下敷きにならないように、安全な場所に置きます。

[支援する方々へ]

車いすや松葉杖の人が通るためには、最低80cmの幅が必要です。さらに、車いすが回転するためには、直径150cmの幅が必要です。

避難所に車いすや松葉杖の人がいる場合は、通路を確保するようにします。また、避難所に障害者用トイレがない場合、支障がないかを本人に確認するようにします。

[車いすを介護するときの注意]

段差を越える時には、押す人の足元にあるバーを踏み、車いすの前輪を上げ、段差に乗せてから後輪を持ち上げて進めます。

段差を降ろすときは、後ろ向きに、後輪からゆっくり降ろします。

4 心臓・腎臓など内部に障害のある人のために

- ①日頃から非常持出袋に、服用している薬の処方箋の明細や、薬局からの投薬説明文をコピーして、入れておきます。
- ②特殊な治療食の備えについては、かかりつけの医療機関に相談しておきます。
- ③家族にも、医療機関からの指示や緊急時の対処法等をよく説明し、理解しておいてもらいます。

◆心臓機能障害

ペースメーカーを装着している方は、機器が故障した時の対応、緊急時の連絡方法などを、かかりつけの医療機関や機器メーカーに相談しておきます。

◆腎臓機能障害

- ①通院による透析ができなくなった時に備え、日頃から災害時の対策について、関係団体や医療機関と具体的に（県外の医療機関での透析など）話し合っておきます。
- ②かかりつけ以外の医療機関で透析を受ける場合に備えて、自分のドライウェイトやダイアライザーのタイプなどの透析条件を防災カードに記入し、非常持出袋に入れておきます。
- ③災害時には、食事、水、薬の自己管理が重要です。食事と水分を上手にコントロールしておくことで、数日間は生活を続けられます。
- ④カリウム対策のため、カリメイトやケーキサレイトの予備を持っておきます。
- ⑤自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法をしている方は、透析液加温器のバッテリーの予備を非常持出袋と同じ場所に常に置いておきます。また、透析液パックを非常持出袋と同じ場所に常に置いておきます。

◆呼吸器機能障害

- ①在宅酸素療法をされている方は、酸素の必要度などをあらかじめ、かかりつけの医療機関に確認しておくことで安心です。
- ②濃縮酸素の濃縮器や、液体酸素のボンベは、火気から離れた場所に保管します。

- ③酸素チューブの配管は、地震が起きたときに、体にからまないように、工夫して配管してもらいます。
- ④人工呼吸器を装着している方は、ライフラインが寸断された場合に備えて、アンビューバック（蘇生器の一つで、自分で呼吸ができなくなった人に人工呼吸を行うためのゴム製の袋）、バッテリー、手動式吸引機などを用意しておきます。
- ⑤携帯用酸素ボトルを、非常持出袋に入れておきます。
- ⑥吸入加湿処理により、呼吸に伴う負担の軽減を図るため、ネブライザーを使用する方は、バッテリーの予備を非常持出袋に入れておきます。

◆ぼうこう又は直腸機能障害

- ①ストマ装具、洗腸セット（水、ぬれティッシュペーパー、輪ゴム、ビニール袋、はさみ）を非常持出袋に入れておきます。
- ②防災カードに、ストマ装具のメーカー、販売店の連絡先を記入して、非常持出袋に入れておき、家族にも同様の連絡先を知らせておきます。また、処理方法を家族にも教えておきます。

[支援する方々へ]

酸素が必要な人、定期的に人工透析が必要な人、人工肛門を使っている人、ペースメーカーを利用している人などは、外見では分かりません。しかし、災害時に医療行為が受けられなくなると生命の危険に直結する人がいます。また、体力がないため、避難所などでの共同作業ができない場合もあります。

避難所などでは、器具の消毒や交換をする人もいますので、これらを実施できる清潔なスペースを設置するようにします。また、体の状況によって、水やたんぱく質、塩分などの制限が必要な人もいますので、食事を提供する際には、本人によく確認します。

5 知的障害のある人のために

- ①日頃から非常持出袋に、服用している薬の処方箋の明細や、薬局からの投薬説明文をコピーして、入れておきます。服用する際に独自の方法を用いる薬（たとえばオブラートを使用するなど）の場合、その旨も防災カードに記載しておきます。
- ②笛やブザーなど、自分が助けを求めたり、安全を確保するために必要な物を身につけます。
- ③身の回り品や食べ物に、特別なこだわりを持っている場合は、そのことを周囲の人たちに理解してもらいます。
- ④災害時に支援が必要な内容を書いた防災カード（付録を参照）や、身元、連絡先などが確認できる名札などを、常に携帯するか、衣服などに縫いつけておきます。
- ⑤避難場所実際に試してみるなど、避難場所を憶えておくよう心掛けます。

[支援する方々へ]

知的障害のある人の中には、環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、状況に合わせた行動ができない人がいます。

また、中には治療や投薬が欠かせない人もいますので、障害の状況に応じた支援を行います。

6 精神障害のある人のために

- ①日頃から非常持出袋に、服用している薬の処方箋の明細や、薬局からの投薬説明文をコピーして、入れておきます。
- ②家族にも、医療機関からの指示や緊急時の対処法等をよく理解しておいてもらいます。

[支援する方々へ]

精神障害のある人の中には、心理的に孤立してしまう人もいます。そのため、知人や仲間と一緒に生活ができるよう、避難所職員に配慮を求めるようにします。

また、疲労や精神的な不安は、災害直後よりもしばらく経過した後の方が強くなってきます。薬を正しく服用しているか注意し、身体や心の調子に何らかの症状が出た場合は、早めにかかりつけの医師に相談するようにします。

一緒に生活している家族や保護者の苦労を理解し、避難所などで一緒に生活できるよう、思いやりをもって支援します。

7 難病患者のために

- ①日頃から非常持出袋に、服用している薬の処方箋の明細や、薬局からの投薬説明文をコピーして、入れておきます。
- ②特殊な治療食の備えについては、かかりつけの医療機関に相談しておきます。
- ③家族にも、医療機関からの指示や緊急時の対処法等をよく説明し、理解しておいてもらいます。

[支援する方々へ]

難病患者は、外見からは病気であることが分かりにくいことが多く、また症状が安定しないという特徴もあります。

避難所などで症状が急変したり、体調の不良を訴えたときは、医療機関にすぐに連絡します。家族などが付き添っている場合は、その指示に従って援助します。

第5章 事業継続計画

「事業継続 (Business Continuity)」とは、災害などの危機時にも事業が継続できるようにすることを意味します。そのねらいは、2つあります。

- ①災害時でも目標レベルの業務を維持継続すること
- ②早期に施設を再開すること

知的障がい者の中には、いつもの生活に戻ることや、職員や友人たちと会えることで、落ち着きを取り戻せる人もたくさんいます。家族も、障がい者から離れて家の片づけや生活再建に向けて活動しやすくなります。

◆防災計画と事業継続計画の違い

	防災計画	事業継続計画
対象とする災害	特定の災害（主に地震）	地震、風水害といった自然災害のほか、新型インフルエンザなどの感染症の流行、火災やテロなど
作成する目的	人命の安全、物的損害の軽減を図る	人命の安全、物的損害の軽減を図るとともに、重要な事業・業務の継続、または早期復旧を果たす
対象範囲	本部、事業所などの場所単位	事業単位 ※法人内だけでなく、例えばガソリン、食料品の購入先などといった法人外も検討の対象となる
復旧	被害状況を見てから復旧の時期を決める。被害を軽減すれば、復旧にかかる時間も短縮できる	あらかじめ目標復旧時間を設定する。目標復旧時間までに復旧するように、様々な備えを事前に行う
具体的な対策例	耐震補強などの被害を軽減する対策、防災マニュアルの作成、備蓄品の購入など	左記に加えて、事業継続計画書の作成、代替拠点の確保、食料品や消耗品の代替調達先の確保など
普段における活動	定期的な防災訓練や安全点検	事業継続計画に定めた対応策の定着のために教育・訓練

（「災害に強い事業所づくり」 浜銀総合研究所 P5より）

1 事業継続計画の策定・運用の流れ

事業継続計画は以下のような流れで策定・運用していきます。

- ①事業継続方針の検討
- ②想定する緊急事態とその被害想定
- ③重要な事業の選定と目標復旧時間の決定
- ④目標復旧時間内での復旧可能性の検討

- ⑤重要な事業の継続や早期復旧のための対策の検討
- ⑥事業継続計画の文書化
- ⑦事業継続計画の周知・徹底
- ⑧事業継続計画の点検・見直し

(1) 事業継続方針の検討ポイント

- ①利用者や職員の安全確保に関する考え方
- ②実施する利用者へのサービス提供を継続するのがあるいは縮小・休止するののかといった事業継続の考え方
- ③近隣や地域への貢献に対する考え方 など

(2) 想定する緊急事態とその被害想定

①想定する緊急事態：地震、津波、台風、高潮、洪水、豪雪といった自然災害のほか、新型インフルエンザなどの感染症、火災や暴発事故などが考えられます。緊急事態は、その発生頻度、経営資源に与える被害、被害を受ける範囲、影響を及ぼす期間が異なります。経営資源に与える被害は、地震や津波では、要員、施設、設備、情報システム、ライフラインなど様々な経営資源に被害をもたらしますが、新型インフルエンザでは、要員、ライフライン（ライフラインを維持するための要員が不足するため）のみに被害をもたらすと考えられます。

(3) 重要な事業の選定と目標復旧時間の決定

実施する事業が複数ある場合、その中から優先的に継続・早期復旧しなければならない事業を選定します。

優先すべきは、事業中断すると、利用者などに与える影響が大きい事業です。

あざみ園における優先順位としては、施設入所者へのサービスが最優先で、就労支援事業が第2順位となります。

◆事業中断による影響度、復旧優先度と目標復旧時間の検討例

事業	中断による影響		継続、復旧の優先度	中断による影響の変化					目標復旧時間
	利用者	納入先		1日	3日	1週間	2週間	1ヶ月	
入所施設	大	——	1	大	大	大	大	大	継続
通所施設	中		2	小	小	小	中	大	3週間以内
訪問サービス	小		3						

（「災害に強い事業所づくり」浜銀総合研究所 P10 を参考に作成）

入所施設は継続を大前提に計画を立案しておくことが求められます。就労支援事業については、取引先の状況によりますが、食事の提供に関わる事業の場合は、一日も早い復旧が求められます。日々の生活に密着していない商品を製作している事業の場合は、優先順位はさがるかもしれないが、施設利用者の生活を支えるためには、早期の復旧を目指すべきです。

(4) 目標復旧時間内での復旧可能性の検討

重要な業務を、業務単位に分解し、目標復旧時間内に復旧できるかを分析します。その際、各業務で利用する経営資源が想定した被害を受けても、それらの業務が目標復旧時間内に復旧できるのか、通常時と同じような業務の水準まで復旧できない場合、どの程度まで業務の水準を落としてよいか、その落とした業務の水準でも目標復旧時間内に復旧することができるのか、を検討することになります。

◆業務一覧と復旧優先度

業務	復旧の優先度
食事	継続
入浴	3日以内に復旧
レクリエーション	一時停止
療法指導	3日以内に復旧
清掃・換気	縮小
移動介助	継続
作業	2週間以内に復旧

◆業務に必要な経営資源の洗い出しと目標復旧時間内の復旧の可否

	復旧優先度と 目標復旧時間	必要な経営資源		想定される被害	目標復旧時間内の 復旧の可否	対応策
食 事	継続 (目標復旧時 間：3時間)	要員	調理担当： 人 会場担当： 人	スタッフが出動 できない	不可能	他の業務のスタッフ が対応
		施設	調理場 食堂	調理場の破損 食堂の破損	使える空間で調理	利用可能なように修 繕
		設備	冷蔵庫 1台 調理台 調理器具	調理器具が使え なくなる	不可能	調理しなくてもたべ られる保存食で
		備品・消耗品	食材、食器、テー ブル、椅子、・・・	食材の納入がで きなくなる	可能	備蓄品で対応
		システム				手集計で把握
		情報	食事をする利用 者の数等	リスト等の破損		聞き取りで
		ライフライン	電気、水道、ガス	利用できない	不可能	保存食で対応
入 浴	3日以内に復 旧	要員	介助担当：	出勤できない	可能	他のスタッフ
		施設	浴場、ボイラー	破損	不可能	修繕を
		情報	入浴の順番等	入浴表が？	可能	
		ライフライン	電気、水道、ガス	利用できない	不可能	復旧を待つ
移 動 介 助	継続	要員	介助担当：1名	出勤できない	可能	他のスタッフ
		備品等	車椅子	破損	可能	予備品を
		情報	対象者の情報	聞き取りで把握	可能	

(5) 重要な事業の継続や早期復旧のための対策の検討

対策についての検討ポイントは次の3つです。

- ①不足する資源を手当てする取組
- ②意思決定と情報伝達の仕組み作り
- ③被害を予防・軽減するための取組み

①不足する資源を手当てする取組

イ.通常時とは異なるやり方で業務を実施する ロ.同じ事業所内で代替りの経営資源を手当てする ハ.同じ法人内で代替りの経営資源を手当てする ニ.法人外の代替りの経営資源を手当てする
--

●要員が確保できない場合の対策

- ・同一事業所内での休止事業や休止業務に関わる要員による応援
- ・同一法人内の他事業所の要員による応援
- ・別法人からの応援要員の受入
- ・地域のボランティア組織からの応援

●施設が大きな被害を受けて利用できない場合の対策

- ・仮設の事業所を利用する
- ・同一法人内の他事業所の施設を利用する

●設備が損傷して利用できない場合の対策

- ・設備を利用しない手作業などの方法で行う
- ・同一法人内の他事業所の設備を利用する

●パソコンやサーバーが損傷してデータを失ってしまう場合の対策

- ・パソコンの落下やサーバーの転倒の防止策をとる
- ・定期的にデータのコピーをとって、被災しない場所で保管する
- ・パソコンやサーバーを利用しないで処理する方法をとる

●食材や消耗品が入手できない場合の対策

- ・在庫を多めに保有しておく
- ・通常時の食材や消耗品に代わるものを利用する方法を検討しておく（周辺の農家等から提供いただく）
- ・連携先との間で緊急事態発生時に必要な物資を融通する仕組みを整えておく

●ライフライン（電気、ガス、水道、通信）が利用できない場合の対策

- ・自家発電機
- ・無線機
- ・貯水槽
- ・ガスボンベ（卓上ガスコンロ）
- ・簡易トイレ 等の備蓄
- ・周辺の住民からかまど等を提供いただき、食事を作る訓練をしておく

②意思決定と情報伝達の仕組み作り

利用者・職員の安全確保や事業継続のために必要な情報を収集・伝達し、意思決定する仕組みづくりを検討します。

●対策本部の設置と役割分担

・どのように対応するのかの意思決定を行う災害対策本部を設け、役割分担を明確にします。

●安否確認方法

・職員や利用者の安否確認を行う方法を検討しておきます。

・緊急連絡網による確認

・災害伝言ダイヤル（171）

・携帯電話やパソコンのメール

・安否確認システム（大震災時の「Google Person Finder」等）などの活用

●被害状況報告

・事業所の被害状況（要員、建物、設備、システムなど）について、どのような内容を法人本部に連絡するかを検討しておきます。

・チェックリストにまとめておく。

●連絡先リスト

・利用者の家族や納入先、その他の関係先に必要事項を伝達できるようにします。

・リストにまとめておく。

●通信手段の確保

・通信手段については、複数のもので利用できるようにします。

・停電しても使える固定電話、携帯電話、ノートパソコンでのメール、インターネット電話、無線など

③災害を予防・軽減するための取組

・緊急事態が発生したときに、被害を軽減することができれば、利用者や職員の安全確保だけでなく、事業の継続にも有効です。

●避難、避難誘導

・避難経路や誘導の仕方、避難場所を決め、職員や利用者の訓練で徹底します。

・避難経路の安全確保を定期的にチェックします（物が置かれていたり、転倒の恐れのある家具がないか等）

●帰宅困難者対応

・職員や利用者で帰宅困難者がどの程度発生する可能性があるか把握しておく。

職員の住居との距離（15km以上離れていると徒歩での帰宅が困難に） 通勤手段（公共交通機関で出勤していると帰れなくなる可能性あり） 帰宅経路（複数のコースがない場合は、帰れなくなる可能性あり） 家庭の事情（保育園の子ども送迎、家にいる老人等の介護）がある職員への対応
--

●備蓄品

・帰宅困難者や対策本部要員として法人に留まる職員などの人数を把握して、食料、水、毛布、簡易トイレなどの備蓄品の必要量を検討し、確保しておきます。

・食品などの消費期限、備蓄すべき数量に変化がないか、毎年時期を決めて確認を行う。

●耐震診断や補強工事

- ・建物の耐震性に問題があると、利用者や職員の安全確保ができなくなります。事業所の建物の耐震診断を受けたり、昭和56年の新建築基準法適用以前に建設された建物については、耐震補強工事を検討します。

●落下・転倒防止対策

- ・家具や書棚の転倒や家電品、事務機の落下や走行により、ケガをしない、避難経路を利用できなくなったりします。
- ・書棚や家具、家電品などの転倒防止、落下防止
- ・コピー機などの走行防止

(6) 事業継続計画の文書化

事業継続のために検討した内容を文書にまとめます。

①事業継続計画書の作成

- ・事業継続のための対応の流れ、日常的に管理が必要な項目（データの定期的なバックアップなど）、教育・訓練、点検・見直しなど、事業継続計画を実行性あるものにするための管理方法、計画を検討した際の前提（被害想定など）について記載します。

②初動対応や各種手順、チェックリストの文書化

- ・緊急事態発生後2，3日以内にしなければならないことを初動対応のマニュアルにまとめます。
- ・被害状況や安否確認の結果など、重要な意思決定に必要な情報については、確認すべき事項をチェックリスト化します。
- ・連絡先、備蓄品をリスト化

③対策の対応計画の作成

- ・安全確保や事業継続に欠かせないものとして挙げられた対策をリスト化します。

◆初動対応案

時間経過	実施する業務
被災直後	火災対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難誘導 ・ 閉じ込め者の救出 ・ 応急救護 ・ 施設利用者の安否確認、声かけ、報告 ・ 館内放送や伝令により連絡、情報提供 ・ 通信手段の確保 ・ 医療機関への連絡、搬送 ・ 施設・設備被害状況確認（応急点検）
被災当日	災害対策本部の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の安否確認、報告 ・ 職員の拠点確保 ・ 職員の招集、人員確保 ・ 業務の継続 ・ 利用者家族、行政、法人本部等への連絡

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設・設備被害状況確認（写真撮影、応急復旧） ・ 自家発電の稼働 ・ トイレ対策 ・ 防寒・防暑対策 ・ 食事の手配 ・ 利用者増員の対応 ・ 要援護者の受け入れ ・ 地域ニーズへの対応 ・ 問合せ対応 ・ 情報発信
翌日 ～3日後	<p><発災直後、当日の業務のうち、必要なものを継続></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の継続 ・ 職員の健康管理 ・ ボランティアの受け入れ ・ 衛生管理 ・ 警備 ・ 施設関係団体・他施設等との協力
4日後～	<p><3日後までの業務のうち、必要なものを継続></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の継続 ・ 職員の健康管理、ローテーション管理 ・ 情報システムの復旧 ・ 必要物資の調達、支援物資の受け入れ ・ 被害箇所の復旧 ・ 行政、関係団体、法人本部などとの情報共有、調整

◆被災想定シナリオ例

<p>発生時刻：平日の早朝6時</p> <p>人員：30%の職員が出勤</p> <p>建物：健在</p> <p>ライフライン：</p> <ul style="list-style-type: none"> 電力：3日間停止 ガス：3日間停止 水道：3日間停止 電話：災害時優先回線以外は不通 通信：電力が使用できれば利用可能

※想定の意味

発生時刻：最小の職員しかいない時刻を想定

人員：福祉施設の業務は労働集約的であり、人的資源が大いに不足する状況における業務継続を検討しておくことが望ましいためです。職員の家族が被災したり、安否が確認できない等で帰宅する職員が発

生することや、早朝に発災した場合には相当の職員が参集できないこと、などにより、人的資源の不足も想定した上で対応を検討する必要があります。

建物：まずは建物が使用できることを前提としてBCPを検討し、その上、より困難な状況として建物が一部不可となる状況も想定して検討する必要があります。

ライフライン：阪神淡路大震災や新潟県中越沖地震等の過去事例を考慮し、被災後3日間は電力・ガス・水道が供給停止となるほか、電話や通信については通常通りに利用することが困難な状況を想定します。

(7) 事業継続計画の周知・徹底

- ①教育、訓練を行うことで、職員や利用者に周知徹底します。
- ②実施する教育・訓練の項目、その内容、実施する時期、実施責任者、教育・訓練の対象者などをあらかじめ決めておきます。
- ③訓練では、日中だけでなく、夜間や休日に緊急事態が発生したことを想定して行う。
- ④特に重要なポイントをまとめた携帯用カードを作成して配布します。教育時に各自の役割を記入させると、意識付にもなります。
- ⑤初動対応の流れ、避難誘導や安否確認の方法、連絡先リストなどを掲載した早見表を作成します。食堂やラウンジ、事務所などに掲示しておきます。

(8) 事業継続計画の点検・見直し

- ①事業継続計画で決められたことが行われているかどうか、策定した事業継続計画に問題がないかなど、定期的に点検・見直すために、点検・見直しの項目、実施する時期、実施者などをあらかじめ決めておきます。
- ②点検は、「対策として決められたことが計画通りに進められているか」といった観点で行います。例えば、備蓄品の消費期限が切れていないか、対策が計画通り進捗しているかなどを確認します。
- ③見直しは「そもそも現在の自法人の状況に事業継続計画が適合しているか」といった観点で行い、例えば、各種マニュアルに変更の必要はないか、現在定めている目標復旧時間に変更の必要はないかなどを確認します。

2 事業継続計画における地域との連携や同業者連携

緊急事態発生時には、限られた資源で運営をしなければならない状況になることが想定され、地域との連携や同業者間の連携は大変有効になります。

連携先	事業継続計画で想定すること	
	地域・同業者から法人へ	法人から地域・同業者へ
民生委員や自治会	緊急時の安否などの情報のやりとり	
地域内の同業の福祉事業所	緊急時の利用者の受入れ	
離れた場所にある福祉事業所	要員が不足する場合の応援 支援物資の受領 代替生産の引受け	

地域内の取引先	必要物資の融通	
地域住民	ボランティアによる応援 食料、燃料等の提供	炊出しなどの地域貢献活動 避難住民の受入
行政	情報の共有、ライフラインの優先的な復旧	

(「災害に強い事業所づくり」 浜銀総合研究所 P17 を参考に作成)

資料編

「防災カード」

ふりがな		生年月日	
氏名		血液型	
緊急連絡先	親・兄弟・親戚		
自宅住所	TEL ()		
障害の種類等			
手帳番号等			
健康保険証 種別・番号			
注意事項 服用している薬等			
災害時に必要とする 援助等			
かかりつけの病院 等	TEL ()		
支援員 1	TEL ()		
支援員 2	TEL ()		

カードに必要な事項を書き入れ、切り抜いてカード入れや財布に入れて携帯しましょう。

◇薬を常用している人は必ず次のことを書きましょう。

- かかりつけの医療機関名
- 常時服用している薬の種類・量・服薬方法
- 医療的ケアを必要とする場合や合併症がある人の場合は、合併症名や服用薬、治療・ケア、配慮する点など
- 食事に配慮が必要な場合は、カロリー、塩分、水分など
- 障害者手帳番号
- 健康保険証番号

◇ サポートしてもらおう際に知っておいてほしいことがある人は必ず次のことを書きましょう。

- 災害時に支援してもらいたいこと
- 知ってもらいたい特徴
- 介助に特別な配慮やコツがある場合には、はじめての人にもわかるよう具体的に